

第七款 對伊交涉

交渉經過 在本邦伊國公使マルチノ Martino 伯に對しては明治二十一年十二月三十一日大隈外務大臣より改正條約案及一件書類を手交し本國政府へ委曲説明方依頼するところあつた。而して翌二十二年二月二十日付を以て大隈外相は在伊徳川（篤敬）公使へ直接伊國政府に對し交渉方訓令するところあり、更に六月十七日獨逸との改正條約調印せられた際、再び伊國政府に對し開談方を督促せしむるところあつた。然るに伊國政府に於ては前記三月六日付英國政府よりの共同商議に關する同文通牒に應じたものと見え、容易に開談の要求に應じなかつた。漸く六月二十三日外相クリスピー Crispi より徳川公使に對し「目下關係各省と打合せ中に付一週間内には在本邦伊國公使に對し交渉に要する全權委任狀を電報を以て附與し得べし」と云ふに過ぎなかつた。斯くて英吉利政府が本邦に對し修正案を提出した六月二十一日よりも更に後れること一ヶ月の七月二十一日に至り、漸く伊國政府は徳川公使に對し、第二條・第十條・第十六條・第十九條・第二十二條及附屬外交文書に付、十二項に涉る修正案を送付し、八月二日在本邦伊國公使に對し電訓を發送した。八月五日在本邦伊國公使は右本國政府よりの電訓に基き、始めて大隈外相に對し交渉開始に異存なき旨申出で、九月三十日伊國政府より修正案到着せるに付愈々交渉開始の段取りとなつた。尤も右修正點十二項中五項は本條約に關係するところのものであり、其の内容は大體既に獨逸に對し本邦が同意を表したものであつたが、第六乃至第十二項は英國對案と等しく、居留地の處分及外國人の裁判管轄に付殆ど井上條約案を復活しようとするものであつた。其の後間もなく大隈外相は十月十八日遭難するに至り、結局伊國との條約改正交渉は何等發展を見ずして了つたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷一〇文書及三二二文書以下

2 同右三二二文書

第四節 大隈條約改正の蹉跌及其の善後策

憲法違反説 大隈條約改正は井上條約改正案に比し、帝國裁判權の運用及法典の編纂に關する拘束を緩和することに於て格段の進歩を示したものであつたが、依然として外務大臣よりの公文を以て大審院に於て外國人を被告とする事件に外國裁判官の任用を約し、又重要法典の編纂公布に關し保證を與へて居るものである。從て右兩公文の内容が恰も明治二十二年二月十一日公布せられた帝國憲法の條章と扞格するなきや否や、朝野齊しく甚大の注意を拂ふところであつた。逸早く在米陸奧公使は明治二十二年三月二十九日大隈外相宛公文を以て、右兩公文と帝國憲法第二十四條及第五十八條との關係に付疑義ある旨を上申し大隈外相の説明を求めた。即ち憲法第二十四條に於ては「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ」と定め、第五十八條第一項に於ては「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」とあるに對し、日本臣民が外國との條約により外國國籍を有する裁判官の裁判を受けることとなり、又裁判官たる資格を外國との條約を以て定めることを如何にして憲法違反に非ずと説明し得べきか」と回答を求めたのである。右質問に對し大隈外相は明治二十二年五月十四日付を以て頗る簡単に「憲法第五十八條に云々する所の裁判官の資格を定む可き法律とは、追て發布せらるべき帝國裁判所構成法を指すものにして、該法中には附則を以て右兩者の間に牴觸を生ぜしめざるが如き規定可有之義と存候」と回答した。思ふに大隈外相の意見では、右憲法第二十四條、第五十八條の規定は裁判所構成法を以て、特定の場合に外國人を裁判官とすることを妨げないものと爲す考へであつたものの如くである。然るに大隈外相に於て極秘に附して居た條約改正案の内容が明治二十二年四月十九日英國新聞に發表せられた以後は、井上條約改正會議以來條約改正に對し反對を表し來つた

論者は、齊しく蹶起して大隈條約案に反對を呼號するに至つた。蓋し大隈案の内容は大隈外相等が標榜するところと異り、井上條約改正案と等しく帝國憲法殊に上記第二十四條及第五十八條竝に第十九條「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均シク文武官ニ任セラレ其ノ他ノ公職ニ就クコトヲ得」とあるに違反すること顯然たるものありと言ふのである。詳言すれば帝國憲法の意義は帝國裁判所の構成及裁判官たるの資格を法律に依つてのみ定めたものであり、従て右法律によらないところの裁判所及裁判官によつて裁判せられる様なことは有り得ない筈であり、又苟くも獨立國家の官吏たる裁判官の資格は自國臣民のみに留保せられねばならぬ。加之條約實施後五ヶ年内に本邦重要法律の編成公布を約するは、憲法上有する帝國議會の立法權に對し拘束を加へるものである。更に日本内地を開放して外國人に對し土地所有其の他に付國民待遇を附與することは、未だ經濟上弱體なる日本に於ける小地主所有の土地を外國大資本家に買收せられる結果となるべく、其の趣くところ本邦は將來埃及の如き隸屬的地位に沈淪するに至るの虞あり、殊に外國人が未だ居留地内に於て領事裁判權を保有する過渡的期間に於て内地を開放するは不都合であるとした。更に甚しきは内地雜居の結果民族的に弱い日本人は優勝劣敗の原則の下に外國民族の爲め淘汰せられるであらうと迄極論した。

大隈辯駁 右等反對論に對し大隈外相は憲法第二十四條の意味は本邦臣民が法律の定むるところにより裁判を受けるの權を奪はるゝことなきを規定したに止まり、裁判官たる資格は之を日本國民に限定するの趣旨ではない。又憲法第十九條は日本臣民の權利を定めたに止まり、外國人を文武官及其他公務に任用することを禁ずるものではない。現に遞信省船舶検査官等の如き技術を有する者及各省の顧問の如き公務に外國人を任用して居るのである。併し右憲法上の疑義を一掃する爲めには、大審院判事に任用せられる外國人は其の任用と同時に日本の國籍を取得する様の趣旨の外國人歸化法案を公布する筈である。右の如く外國人が一定の官職に就く場合に於て歸化を條件として之を許すは獨

逸及白耳義にも前例あり、又對外的にも改正條約調印の際大隈外相より既に米獨兩國政府に送付した公文中に在る外國判事とは、右日本新歸化法により日本國籍を取得すべき外國人判事たることに付、關係國政府との了解を得ること亦困難ではないとした。更に近々公布せられる筈の帝國裁判所構成法中に附則を設け、民刑特定事件に對し直ちに大審院に第一審且終審として訴訟の出來る規定を設ける筈であるが、右附則は外國人に對してのみ之を許すのではなく、日本人にも同様の權利を與へるものである。従て反對論者の云ふが如く何等外國人に對し優先的地位を與へるものではない。又本邦提案に於ては必ず「五ヶ年後に領事裁判權を撤廢し其の三ヶ年以前に重要法典を編纂公布すべし」との義務あるを規定して居ない。若し帝國議會に於て所要法典の通過を遅延せしむるが如きことある場合に於ては、右領事裁判權撤廢時期を法典公布の後れる丈け延期すれば差支ないことになつて居るのである。内地雜居の曉には小資本の日本人が大資本の外國人に壓倒せられるであらうと云ふが如きは日本人の實力を知らない議論である。現に日本工業家は外國人と接觸するや否や直ちに其の技術を練習し、却て外國人工業家を壓倒し居る現狀ではないか。鐵道に付ても汽船に付ても當初外國人を指導者とした日本人は、數年を経過しない内に其の技術を外國人より練習し、最早外國人の助力なしに鐵道を敷設し、汽船航路を經營するに至つて居る現狀ではないか。斯くの如き開化發展し得べき日本民族を埃及人に擬し、又アイヌ族や、亞米利加インディアン等の如き劣敗人種と同一視するは笑止の極であると論駁した。

贊否論議 更に大隈外相及條約改正案を支持する論者は、大隈條約改正案は井上條約改正案に比し多大の進歩を示し、條約有効期間中少數の外國裁判官を大審院に任用するの義務を負ふに止まり、法典の編纂公布も井上案にあるが如く泰西の主義によると云ふが如き條件なく、其の内容を實施前に外國政府の査閱に供するを要するが如きこともなく、又其の公布に付ても本邦の欲する時期を自由に擇び得べく、更に司法權の運用に關しても、裁判管轄條約案に規

定するが如き訴訟書類の外國語への翻譯・豫審判事・檢事及辯護士に對する外國人の任用・警察法規類の編纂翻譯・其の他監獄制度に設けられた幾多の條件を削除したものである。加之本改正條約案實施と共に、從來五分であつた關稅收入は一割一分見當に引上げられて多額の收入を増加し、右收入増加に依り輸出稅を全廢し以て産業及貿易を大に振興し得るのである。更に又改正條約案により帝國裁判權及關稅權の上に受くる制限は、井上條約改正案に於ては條約實施後十七ヶ年間となつて居たものが、大隈案に於ては十二ヶ年間に短縮せられ居り、明治三十五年に至れば本邦は自主獨立國として列國と全然對等の權利を行使し得べきこととなるのであると説明した。

如上論旨の下に大隈外相及政府與黨は矢野文雄（龍溪）を社長とする郵便報知新聞、沼間守一を社長とし島田三郎を主筆とする東京毎日新聞、犬養毅及尾崎行雄が編輯を擔任する朝野新聞、高田早苗を主筆とする讀賣新聞、改進黨の別働機關たる改進黨新聞、田口卯吉の主筆たる東京經濟新誌を根據として其の論陣を張つた。

大隈外相の條約改正案に對しては右政府及與黨の説明及辯護に拘らず、本邦朝野に於ける反對は頗る熾烈なものがあつた。明治二十二年四月英國新聞に其の内容掲載せられた後其の翻譯が本邦諸新聞に現はれるや、先づ本邦言論界は大隈案の内容は同外相の豪語に拘らず、帝國憲法の條章に違反し其の國權を毀傷し、内地雜居の危險を冒す點に於て井上條約案と逕庭なきものとなした。陸羯南を主筆とし柴四郎、杉浦重剛を社友とし谷干城、三浦梧樓等の關係せる「日本」新聞は大隈案反對の急先鋒となり、之に栗原亮一の主筆たる東京公論、舊自由黨系の繪入自由新聞、大江卓の主宰せる政論、朝比奈知泉の主筆たる東京新聞、福澤諭吉の主宰する時事新報、村山龍平の主宰する東京朝日新聞、保守派の機關誌たる保守新聞、三宅雪嶺及志賀重昂の編輯を擔當する「日本人」、中江兆民の主筆たる東雲新聞等が右反對論陣に参加した。官界に於ては先づ樞密院之に響應し同七月十五日寺島樞密院副議長は副島・東久世・元田（永孚）・島尾・福岡樞密顧問等と袖を連ねて大隈外相を訪問し、條約改正案の内容及實施方法等に付質問したが釋然

たるに至らなかつた。

廟議の推移 明治二十二年七月十九日黒田總理の下に條約改正に關する重大閣議開催せられ、特に伊藤樞密院議長も小田原より上京之に出席した。同閣議は山田司法大臣より提議の、外國人判事を裁判官に任用するに付帝國憲法の條章に一致せしめる爲め新たに歸化法を制定し、外國人は大審院判事に任用と同時に日本に歸化せしむべきことを決定しようとするものであつた。然るに當初大隈條約改正に關し同情的立場にあつた伊藤樞密院議長及井上農商務大臣は、朝野に於て轟々となり來つた憲法違反論に鑑み之れを斷行するに付疑義を有するに至つた。即ち右閣議後七月二十一日付伊藤樞密院議長より井上（馨）農商務大臣宛書翰中には「歸化法により外國判事を歸化せしむることとし以て憲法上の支障を免るべしと山田司法大臣より説明せるも、斯くては既に外務大臣が改正條約調印に際し外國政府に對し交付せる公文中に外國人を大審院判事に任用すと云ふに相合せず、所詮右公文は修正せざるを得ない。又各國との間に國別談判を爲し其の結果各國との條約實施期を別々にすることに成つて居るが、最惠國條款の關係上一大困難に逢着するものと言はざるを得ない。去りて最早之を救済するの手段もない」との嘆聲を漏らして居る。井上農商務相も亦同一意見で爾後閣議には成るべく出席しない態度を採るに至つた。次で七月二十三日法政局長官井上毅は大隈條約改正案は憲法上に疑義ありとして辭表を呈したのみか、其の辭職後有志の間に反對論を説き廻るに至つた。

斯かる狀勢の下に黒田内閣は明治二十二年八月二日更に閣議を重ね、外國判事を歸化せしめて大審院判事に任用することは憲法に違反しないものと解釋し、又大隈外相より右に關し、歸化外國判事を大審院に任用する趣旨に公文の内容を改めることは、米獨公使と内談の結果其の異議なきを確めたことを報告した。更に同閣議に於ては英佛等との交渉逕延に鑑み米・獨・露三國との條約實施期を延期すること、並に伊藤樞密院議長の意見に鑑み、樞密院へ諮詢中の政府提出の歸化法案は一應内閣へ取下げ、不穩當とする個所に再修正を加へて至急樞密院に附すべきことを決した

模様である。之を聞き元田（永孚）樞密顧問官は八月四日付書翰を以て伊藤樞密院議長に對し「歸化なる空名により外國人を判事に任用するが如きは國家の威嚴に反し、又外國人に土地所有權を附與することは國策上甚だ不可なるもの」と切言した。更に八月二十五日谷干城より伊藤樞密院議長に對し「條約改正の爲め歸化法を設定すべしとの義ある由なるも、元來歸化なるものは特定外國人が日本内地に雜居した後日本人たることを欲したる者に與ふべき筋合である。從て歸化の條件としては少なくとも前以て日本に五年又は十年住居することを必要條件としなければならぬ」と建議し、又谷干城より勝（安房）樞密顧問官宛書翰中に於ては「改正條約案に外人に對し所有權を許すことを規定せるは現内閣の失策の一である。當面の責任者は大隈外務、山田司法兩大臣なるも宜しく内閣は連帶總辭職をなすべきものなり」と述べて居る。八月鳥尾樞密顧問官も伊藤樞密院議長に對し強硬な反對論を送付し「改正條約案に於て大審院に外國人を任ずるは帝國憲法及裁判所構成法の規定に背くこと明白である。而も今日朝野に於て改正條約案に對する贊否論激烈なるに鑑み、之を強いて實施する結果は國內を分裂せしめるに至るであらう。依て此際は寧ろ安政條約を存續せしめること國の治安上利益である」と述べた。其の他樞密院一般の空氣は條約改正の手段に供する爲歸化法を制定することに付反對であり、寺島樞密院副議長の如きは「歸化法案御諮詢と同時に條約改正案をも御下附不相成候ては議事に差支」あることの意見を陳べた。尤も伊藤議長は、右様の意見は樞府官制に背き、條約案は批准前院議に附すべきこと至當の儀であり、又歸化法と條約案とは必ずしも連帶するものではないとの意見であつた。

斯くの如く大隈條約改正案は樞密院に於ては伊藤議長始め殆ど全員の反對を受けた。閣内に於ても前記井上農相の外後藤遞信大臣も大隈條約改正案に反對するに至つた。其の理由は「大隈外相は既に米・獨・露三國と改正條約調印したが米獨は議會關係あるに付容易に批准行はれないであらうが、若し議會關係なき露西亞のみ批准した場合に於ては日本は如何するか、若し日本に於ても之を批准するに至つたら最惠國條款の適用上英佛其の他の國との間に重大な

紛議を惹起するであらう。依て政府は其の善後策に付豫め御前會議を開き方針を決定し置くの必要がある」と主張した。斯かる情勢下にあつたから九月二十三日黒田總理は大隈外相に宛てて、徳大寺侍從長より傳へた陛下御氣付の次第「昨今英と談判及びひ例の公文如何なる都合に運び候哉、憲法第十九條に牴觸する事、多少（裁判）構成法にも關係不少、從つて樞密顧問官中にも反對説頗ぶる有之、一體の情況不容易事故、篤と閣議を討議十分相盡し、遺算なき様可致との儀に被爲在候」とあつた旨を告げて、其の善處を促した。此際伊藤樞密院議長は、國際紛争を避ける爲め重要外國との間に同時に條約を實施し得べき様にした後、政府は樞密院に對し改正條約案を附議すべしとの意見であり、其の信任厚きロエスレル博士も伊藤樞密院議長に對し「法理上條約廢棄は差支ないが、本邦としては重要諸國との條約調印了らない間は、何れの國とも改正條約の批准を行はなことを可とする」意見を述べた。漸次大隈改正に乖離して行つた伊藤樞密院議長は、十月四日陸軍制度調査の歐洲視察旅行から歸朝した山縣内務大臣に對し「百事杞憂に堪へず、邦家の爲め前後の方策を建てられたし」とて特に會見を求むる等のことあつたが「斯く政府と其の意見を異にする以上職務を遂行するを得ない」として十月十一日辭表を呈出した。黒田内閣に於ては十月十七日更に條約改正善後策に對し閣議を開催したが意見に一致を見ず、其の席上井上農商務大臣より辭表を提出するところあつた。十八日更に閣議開催を續けたが其の歸途大隈外相は外務省門前に於て玄洋社員來島の爲め爆撃せられ爾後閣議に出席することが出来なくなつた。

首相の更迭と改正中止 明治二十二年十月十八日大隈外相狙撃せられた後に於て青木外務次官外相事務を代行し、黒田總理の下に條約改正善後策に付更に審議を重ねたが、結局十月二十四日の閣議に於て後藤遞信大臣の主張により總辭職を決し、黒田總理は陛下に之を執奏した。陛下は翌日を以て三條（實美）内大臣を臨時内閣總理に任命せられ、黒田總理を樞密顧問官に任じ、他の閣僚の辭表は却下せられた。

三條臨時内閣に於ては種々内外の情勢を検討した後、十二月十日の閣議に於て、大隈外相缺席の儘「將來外交の政略」及「別紙意見書撮要」を議決し、三條臨時總理自ら右に基き大隈條約改正中止に關する善後措置を採ることとなつた。尤も大隈外相は斯かる善後措置に満足せず、十二月十四日三條臨時總理に對して辭表を提出した。

將來の外交政略 右明治二十二年十二月十日三條臨時内閣の議定した「將來の外交政略」は其後十二月十三日御裁可を得て實施を見たが、其の要領は次の通りである³。

「條約改正は我が政府の二十年來に取る所の進路にして現在又は將來に其方向を挫折することなかるべし。唯舊幕以來の沿革事情の容易に一蹴して脱離すべからざるか故に我が政府は又屢々試みて屢々蹢躅の不幸に遭遇せり。今は廟議を一決して更に挽回の策を取らざるべからざるの時に際し左の三個の主義を以て根據とするを要す。

第一 條約を改正して平等の位地を取るは我が政府の従前及將來の目的なり。

第二 現在調印済の條約案は之を修正して以て平等完全の位地に近づくを要す。

第三 修正の要求行はれされは寧ろ従前の位地を存するも缺點の條約を締結せず其間改正の手續を中止して以て將來に我が目的を達すべきの機會を待つべし。

然るに今回の條約改正案に於ては國別談判の方途を取りたるを以て其成行區々一様ならず、故に主務大臣の快癒を待ち國別に其成行の詳細を記述せしめ、其躬ら局に居り事に處したるの成迹を明瞭にし以て向後の考證に供する爲め内閣に提出せしむるを要すと雖、今姑らく其細岐に涉るを止め唯其大要を概括すれば下文の三類に過ぎざるべし。一に曰く條約成立して既に調印の済みたるもの、二に曰く談判終了したるも未だ調印の済まざるもの、三に曰く未だ談判整はざるもの即ち是れなり。

此の三類の國に對して挽回の策を採るに當ては條約既成の國に對しては更に修正を要求し妥當の局を結ぶに非ざれば當に之が批准を拒むべく又調印未済のもの若くは今猶談判中に係るものは延期の申込を爲すの外あるべからず。而して延期には二個の意義を存す。即ち談判を延期するものと及單に條約の實施の期を延すものは是れなりとす。」

然るに單に其の談判又は條約の實施を延期するのみでは不充分であつて本邦としては改正條約案の内容に付變更を加へなければ其の儘之を實施することが出来ない次第である。「既に其の條約にして我が國權及國民の權利を傷害し且其の利益に反對して平等完全を缺く以上は之が挽回を求むるは洵に勢ひの止むべからざるものなり。而して既に調印済の條約は我より修正の端を開き双方の協議に由り共に満足なる結局を見ること能はざるに及んでは我より條約批准を拒否するの外なし。」蓋し「近來公法家の定説に依れば批准を拒むは主權者に屬する固有の權利として國の強弱に拘らず各國の共に保有する所なり。是を以て正當の理由の存するときは批准拒否を以て決して宣戰の原因となるものに非ずとせり」故に調印済諸條約に對しては我より修正を要求し、不幸にして先方に於て之を拒絶する場合には、右先方の拒絶を以て我に於て批准を拒否するの理由とすることが出来る。而して我が修正を必要とする理由の大要は即ち左の如くである。

修正理由「第一 條約に附屬する公文に載する所の外國法律家を大審院の判事に任用するは憲法の主義に矛盾する事。竝に法典の發布を豫期して領事裁判を撤去する報酬の約束とするは將來に於て我が立法權を束縛するの嫌ある事

第二 條約實施の日より全く我が内地を開放して仍五箇年間領事裁判を繼續するは、相互に利益を交換する平等の主義に背反す故に領事裁判を繼續する猶豫の期限たる五箇年間は内地通商のみに止め充分なる全國開放の讓與を爲すを得ざる事

第三 相互均等の主義に基き不動産の所有を許すは五箇年の後とし領事裁判を全廢する報酬とせざるべからざる事

第四 甲の國新條約を承諾して其實施の期に迫るも、乙の國に於て之を承諾するに至らざる時は、將來に最惠國の問題を惹起し、我が國をして不幸の位地に陥らしむる事

第五 外國人に關する行政上の取扱殊に警察上の取扱は總て我が法律命令に遵由せしむる事

第六 本條約の定めたる實施期限即ち明年二月十一日は切迫するを以て、假令各國に於て上文の修正を承諾するも到底此期日までには實施の運びに至らざるべきを以て、上文の修正を商議すると同時に、更に双方の全權委員が商定したる日まで延期せざるを得ざる事」

斯くの如く一旦調印した條約に對して修正の上批准を爲すこと所謂變例批准の實例は少なくない。一八〇〇年佛米兩國の間に締結せられた條約を米國は變例の批准を爲し、條約中第二條を削除し別に一條を加へたけれども佛國は之を承諾した例あり。又一八二四年米英兩國間の條約に於て米國は調印済の案を變更した。當時英國外務大臣カンニングは一時其の批准を拒まうとしたが、別に得る所の利益あるを以て終に米國修正の儘批准を爲した例がある。依て上記の理由により我に於て調印済の條約に對しては對手國に於て修正を同意しなければ批准を拒絶し、談判中で未だ調印に至つて居ない國又は右交渉の整はない國に對しては、前記修正方針によつて改正條約案に對して變更を加へた上談判を再開しなければならぬ。而して右改正條約修正に關して如何なる公文を相手國に渡すべきか、其の公文の立言及體式は主務者が定つて後更に案を具へて閣議に提出し、全内閣の同意を求める必要がある。「若し各國は之に依て不快の感情を惹起し意外の要求を彼より提出することあるも我は唯退て舊條約の位地を守るべきのみ。或は又各國は之に依て連合強制の手段を用ゐることあるに至るも、我が初議は之を確守して決して變動することなく、倘し止むを得ざる時は正當防衛の方法に依るの外なかるべきなり。」

以上「大體の廟議一決したる上は其の範圍内に於て實際に便宜運用するは全權を委任されたる其の人の裁酌する所

に任すべし。」と云ふにあつた。

意見書撮要 而して附屬別紙意見書撮要なるものは上記閣議案説明書の要綱を述べたるものであつて、右閣議方針案中大隈條約案に對し修正を必要とする理由、第一に付ては

一、「外國の法律家を大審院の法官に任用するは我憲法に係屬する裁判官の法律上に具有すべき公民權の資格に違ふものなり。凡そ國家の主權を施行する官を條約上の關係より外國人に授くるは國權傷害の甚しきものたることを免れざるものとす」となし、又其の後段に付ては

二、「法典を早に及んで編成公布することを約束するは將來に我立法權を束縛するのみならず、凡そ立法の事憲法の明條に基き帝國議會の協贊を要する今の時に當り、斯くの如き約束を將來に負ふは國家の長計に非ざるなり」と記し、第二及第三に付ては

三、「五箇年の準備期限は單に内地通商・土地建物の賃借のみを許すに止め、全く不動産を所有するの權を許與するの約は、相互均當の主義に基き領事裁判を撤去するの日に於て之を履踐すべし。彼に於て領事裁判撤去せざる間は我に於ても亦抵償物として不動産所有權を與ふべからず」と説明し、第五に付ては

四、「外國人の取扱に付ては法律上又は經濟上に内國人と同一視すること能はざるものあり。隨て或る場合に於ては外國人の爲めに特に制限を設けざるを得ざるものあるを以て、之が爲に將來に我立法上及行政上に充分の自由餘地を存有せざるべからず」となし、更に進んで今後の改正條約修正の順序としては

五、「上文の挽回策を施すは先づ英伊兩國の内より始むるを可とす、(中略)但し英伊孰れを先にして孰れを後にするかは實地に應じ處理する所に任すべし」となし、次に方針案第四に關し

六、「談判は國別方法を取るも修正調印は歐洲の五大國及清國の如き關係重大なるものは同時に行ふを要し、又其

施行期も同一に商定せざるべからず」とし、更に日墨新條約に付ては

七、日墨條約第四條により直に墨人は内地雜居の許讓を得たるも、本邦に於て大隈外相の採りたる方針に基き他迄有條約主義により列國に對して之が均霑を拒絶するを可とす「若し萬止むを得ざる勢ひに達すれば、日墨間には別に機密條約の存するありて何時にても第四條を取消すの方法あるにより、其時に於て墨國政府に電信を爲し他國の故障を除くべし」となした。

尙同意見書撮要に於ては最後に、以上の主義によつて大隈條約に對し修正を加へる時は、向ふ五ヶ年の過渡期間中領事裁判權の存續すること、及其の間に於ては我に於ては不動産所有權は許與しないが内地通商と土地建物の賃貸借を許與すること、の二點以外は全然對等の條約と爲すを得べく、而して斯かる方針の下に條約改正を續行する場合に於ては、茲に始めて二十年來の我計畫と希望をして完からしむべく、又今後我要求の各點に付引續き往復談判を試みたならば、不知不識の内に我は新地歩を占めて異日國權を完全に回復するに至るべきである。右五ヶ年間過渡期內領事裁判權を存せしめることは遺憾であるが、一國政治上の經歷に於ては五ヶ年の日子は一瞬時と言はざるを得ない。「此一瞬間でも領事裁判の檢束を忍ぶ能はずとせば今日復た何ぞ條約改正を言ふを得んや」と結論して居る。

之を要するに十二月十日三條臨時內閣が決定した「將來の外交之政略」は、大隈外相條約改正案に對する朝野の大反對に鑑み如何に之を廢棄修正すべきかの善後措置の外、更に進んで將來に對する條約改正の根本方針を改めて決定したものである。併し右根本的條約改正方針の遂行に關する具體案は責任ある外務大臣の決定迄之を延期すると共に、不取敢三條臨時總理より既に述べた如く既に調印済となつた米・獨・露三國在本邦公使を訪問し條約實施期日の延期を申込み、又英佛兩國等交渉中の諸國に對しては右交渉に付無期延期を行つたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷二六及五〇文書

2 同右追録參照

3 4 同右第三卷五四文書以下

第六章 青木・榎本兩外務大臣時代

第一節 青木條約改正交渉經過

三條內閣及び山縣內閣 黒田內閣は明治二十二年十月十八日大隈外相遭難後條約改正案に對する樞密院との意見扞格、閣内の不一致、民論の反對等の爲め時局拾收の力なきに至り閣員總辭職し、十月二十五日內大臣三條實美內閣の組織成つた。右三條內閣は組閣當初より臨時的性質を有したるに付條約改正善後策に付ても務めて後任者の採るべき措置に支障を生ぜない様注意した。而して後任內閣の總理として囑目せられたのは新たに歐洲軍事視察より歸朝し今次の政争と無關係なる山縣內相であつたが、山縣內相は容易に組閣の囑望に應ぜなかつたが故に過渡的手段として三條臨時內閣の出現を見たのである。其後伊藤樞密院議長と山縣內相との間に意思の疏通を見、明治二十二年十二月二十四日三條臨時內閣は辭職し山縣內相は總理となつた。山縣內閣に於ては大隈外相辭任の後を受け青木外務次官外務大臣に昇任し、井上農商務大臣辭任の後を受け岩村（通俊）之に代つた外、他の閣員は全部留任し山縣內務（總理兼任）、西郷（從道）海軍、山田（顯義）司法、松方（正義）大藏、大山（巖）陸軍、榎本（武揚）文部、後藤（象二郎）逓信の顔振れであつた。尤も其後明治二十三年五月十七日內閣の一部改造あり山縣總理の內務兼任を免じ西郷海軍は內務に轉じ、海軍次官樺山資紀は海軍大臣に昇格し、榎本文部樞密顧問官に轉じ、次官芳川顯正其の後任に昇任